

[illegible]

○ 平日以外の尼崎税務署の開庁日

平成 24 年 **2 月 19 日(日)** 及び **2 月 26 日(日)** については、尼崎税務署を開庁しています。

なお、取扱業務は「確定申告書用紙の交付」、「申告相談（電話相談を除く）」、「確定申告書の収受」、「納付相談」のみとなります（**上記以外の土日祝日は開庁していません。**）。

○ 納税は期限内に

納期限 ⇒ 申告所得税：**平成 24 年 3 月 15 日(木)**／消費税（個人事業者）：**平成 24 年 4 月 2 日(月)**

- ・ 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について法律に基づき延滞税がかかります。
- ・ 一度に納付することが困難な方は、『延納制度』をご利用ください（申告所得税のみ利用可能）。ただし、延納税額に対して、法律に基づき利子税がかかります。

《 納税には便利な「振替納税」をご利用ください！ 》

預貯金口座から、自動的に納付できる**便利・安心・確実**な「振替納税」を是非とも、この機会にご利用ください。手続きは簡単です。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に 3 月 15 日（消費税のみのご利用は 4 月 2 日）までに提出してください。

	申告所得税	消費税（個人事業者）
振替納付日	平成 24 年 4 月 20 日（金）	平成 24 年 4 月 25 日（水）

○ 平成 24 年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

- 1 受付期間（必ず期間内に提出してください）
平成 24 年 2 月 16 日(木)～平成 24 年 3 月 15 日(木)
- 2 提出が必要な人

平成 24 年 1 月 1 日現在、市内に住所がある人は提出が必要です。市外に住所がある人でも、平成 24 年 1 月 1 日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば必要です。

※ただし、次に該当する人は提出不要です。

- ① 税務署に平成 23 年分所得税の確定申告書を提出する人
 - ② 平成 23 年中の合計所得金額が基礎控除額（33 万円）以下の人
 - ③ 平成 23 年中の所得が給与や年金（企業年金含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出されている人
 - ④ 個人市民税・県民税が非課税になる人（障害者で所得 125 万円以下の人など）
- なお、税制改正により、①に該当しなくなった人（年金収入 400 万円以下で他の所得 20 万円以下の人）も、②～④に該当すれば提出不要です。※所得税の還付や損失を繰り越す人は税務署に確定申告書を提出してください。

市役所からのお知らせ

3 提出方法

提出が必要と考えられる人のご自宅へは申告書を郵送させていただきますので、**必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います**（申告期間になっても届かず上記「2」に該当される場合は、お手数ですがお電話でお問合せください。）。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けていますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、**申告はできるだけ郵送でお願いします**（期間内に届くようにお送りください。）。

※ 時間：9 時～17 時 30 分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

受付会場	受付日
市役所南館 2 階ロビー	2/16(木)～3/15(木)※平日のみ
園田東会館 2 階会議室	2/17(金)
立花支所 3 階ホール	2/20(月)
武庫支所 3 階ホール	2/22(水)
大庄支所 2 階ホール	2/29(水)
園田支所 3 階ホール	3/6(火)～3/7(水)
小田支所 3 階ホール	3/8(木)～3/9(金)

4 提出書類

平成 24 年度分個人市民税・県民税申告書、源泉徴収票等、社会保険料（国民年金保険料など）控除証明書、生命保険料控除証明書、平成 23 年中に支払った医療費の領収書など、収入や支払金額のわかる書類（申告書以外はコピーで可）

5 その他

所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意ください。

問い合わせ先：市役所市民税担当
（中央・立花地区）Tel 06-6489-6246 （小田・園田地区）Tel 06-6489-6247
（大庄・武庫地区）Tel 06-6489-6248

確定申告会場のお知らせ

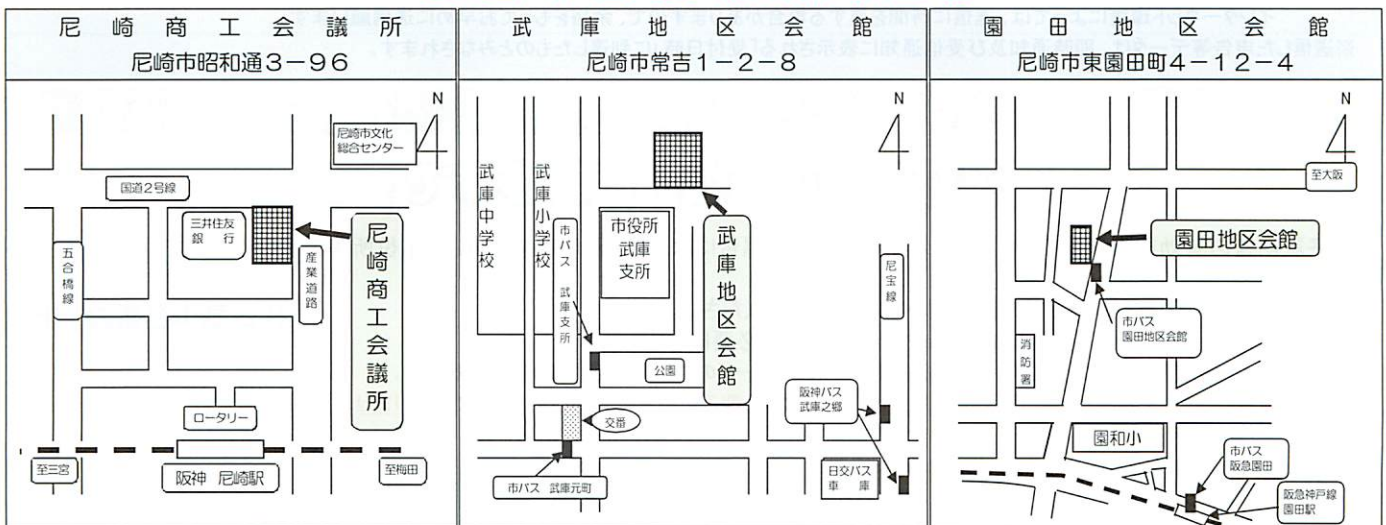
相談等は尼崎税務署※のほか、次の会場でも行っています。

○ 開催場所及び日程（開催場所の詳細は、下の「確定申告会場案内図」をごらんください。）

会場名	所在地	2月										3月						開設時間			
		2	3	6	7	8	9	10	20	21	22	23	24	27	28	29	1		2	5	6
		木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木		金	月	火
尼崎商工会議所 7階 701会議室	尼崎市昭和通3-96 阪神尼崎駅から 北へ徒歩5分					○	○												○	○	午前10時～正午 午後1時～午後4時
武庫地区会館 3階ホール	尼崎市常吉1-2-8 尼崎市バス 「武庫支所」バス停すぐ													○	○	休館	○	○			
園田地区会館 2階ホール	尼崎市東園田町4-12-4 尼崎市バス 「園田地区会館」バス停すぐ	○	○								○	○	休館	○	○						

- ・開設日は「○」印の日です。土・日・祝日は開設しておりません。
 - ・各会場とも相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談を行っていません。
 - ・各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ご来場の際には、確定申告書及びその関係書類、前年分の申告書の控え、売上・仕入・経費などが分かる帳簿書類（事業・不動産所得等のある場合）、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑、電卓等計算用具、眼鏡等をご持参ください。
 - ・各会場の駐車場は狭いので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。
- ※ 昨年と違い、1月中の申告会場は開設していませんので、ご注意ください。
- ※ 各会場とも大変混雑します。ご自宅でe-Taxをご利用いただくか、確定申告書等を作成していただき、郵送等でご提出ください。

「確定申告会場案内図」



- ◎ 平成23年分の所得税及び贈与税の確定申告書の提出期限は、
平成24年3月15日（木）です。
- ◎ 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、
平成24年4月2日（月）です。

※ **尼崎税務署の会場は午後5時までですが、なるべく早めにお越しください!!**



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

作成が終わったら

インターネットで送信

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。

www.nta.go.jp

確定申告 検索

国税庁

e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、
e-Tax・作成コーナー e-コクゼイ
ヘルプデスク ☎0570-015901
☆受付時間 月曜日～金曜日（9時～17時）※祝日等及び12/29～1/3を除く

さあ！ネットで申告 e-Tax

所得税の確定申告 e-Taxならこんなにいいこと

e-Taxを利用すると・・・

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得しておけば（オンラインで取得できます。）、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除ができます（平成19年分～平成22年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。）。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称、支払金額等）を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています（3週間程度に短縮。）。

24時間受付

所得税の確定申告期には、24時間e-Taxの利用が可能です。

・ e-Taxの受付時間（送信可能時間）

平成24年1月16日（月）から所得税の確定申告期限の平成24年3月15日（木）まで24時間e-Taxの利用が可能

（注1） 1月16日（月）は、午前8時30分から利用が可能です。

（注2） ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページで確認してください。

（注3） 3月15日（木）の24時を過ぎて受信した平成23年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますので、ご注意ください。

インターネット環境によっては、送信に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお早めに送信願います。

※送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。

電子証明書の有効期限は3年です！

電子証明書の有効期限は3年です！

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります。

詳しくは、電子証明書を取得した市区町村へお問い合わせください。

更新手続後、更新した電子証明書はe-Taxへの再登録が必要になります。

※1) 住基カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。

※2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限（10年）です。電子証明書の有効期限（3年）ではありませんので、ご注意ください。



電子証明書の有効期限の確認方法について

電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンでICカードリーダライタに住民基本台帳カードを挿入し又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフトのバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の更新後は電子証明書の再登録が必要です！

電子証明書の有効期限が切れた場合や引越などにより電子証明書の更新を行った方は、更新した電子証明書をe-Taxに再度登録する必要があります。

確定申告書等作成コーナーをご利用になる場合は、作成コーナートップページの「申告書の作成を開始」ボタンから操作を始めると、電子証明書の再登録とともに所得税の確定申告書なども作成できますので、便利です。

e-Tax・eLTAX利用推進協議会

尼崎商工会議所、近畿税理士会尼崎支部、公益社団法人尼崎納税協会、尼崎納税貯蓄組合連合会
尼崎市、兵庫県阪神南県民局西宮県税事務所、尼崎税務署